

## 実質化された人・農地プラン

|      |                        |          |          |
|------|------------------------|----------|----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名)          | 作成年月日    | 直近の更新年月日 |
| 玉東町  | 山北北部地区(白木・二俣西・二俣東・上白木) | 令和3年3月5日 |          |

### 1 対象地区の現状

|                                      |          |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積                            | 309.71ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 169.06ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 83.07ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 56.61ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 5.64ha   |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 11.50ha  |
| (備考)                                 |          |

### 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、45ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。後継者不足による耕作放棄地の増加と有害鳥獣による農作物被害が課題となっている。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

白木集落の農地利用は、中心経営体が担うほか入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

二俣西集落の農地利用は、基本的に中心経営体への農地の集積を推進することにより対応していく。新規就農者が希望する場合は営農方法等の相談への対応を行う。

二俣東集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については中心経営体が担うほか入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。

上白木集落の農地利用は、中心経営体が担うほか入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

#### (参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状   |          | 今後の農地の引受けの意向 |         |         |
|----|----------------|------|----------|--------------|---------|---------|
|    |                | 経営作目 | 経営面積     | 経営作目         | 面積      | 農業を営む範囲 |
| 計  | 127経営体         |      | 177.5 ha |              | 11.5 ha |         |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害対策については補助事業等を活用しながら、積極的に侵入防止柵等の共同設置に取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

| 農地の所在        | 貸付け等の区分(m <sup>2</sup> ) |      |         |
|--------------|--------------------------|------|---------|
|              | 貸付け                      | 作業委託 | 売渡      |
| 山北北部地区内 670筆 | 479,222                  | 0    | 272,778 |